

「指定訪問介護」

重要事項説明書

社会福祉法人長寿の森
かじお温泉翔裕園ヘルパーステーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(熊本市指定 第 4370114896 号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業所の概要	2
2. 事業の目的と運営方針	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. サービス内容	4
6. サービス利用料金	5
7. 秘密保持及び個人情報の使用	7
8. 苦情の受付及び第三者による評価の実施状況	7
9. 緊急時の対応方法	8
10. 事故発生時の対応	8

1、事業所の概要

【法人】

法人名	社会福祉法人 長寿の森
代表者氏名	理事長 神成 裕介
所在地	茨城県稲敷郡阿見町阿見字阿見原5 1 3 7 番地
電話番号	0 2 9 - 8 4 0 - 2 8 8 1
法人がおこなっている 他の事業所	デイサービス 爽やかな風

【事業所】

事業所名	かじお温泉翔裕園ヘルパーステーション
管理者	廣瀬 博美
事業所の種類	指定訪問介護
指定番号	指定訪問介護…4370114896
所在地	熊本県熊本市北区梶尾町1 7 0 0 - 1
電話番号／FAX	0 9 6 - 3 4 6 - 3 3 0 0 / 0 9 6 - 3 4 6 - 3 3 8 7

【運営規程の趣旨】

社会福祉法人 長寿の森が実施する指定訪問介護に関して、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別紙運営規程に定めるものとする。

2、事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問介護サービスの事業は要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

- ① 指定訪問介護サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 事業者自らその提供する指定訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ④ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- ⑤ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 指定訪問介護サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。
- ⑧ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、訪問介護員等に、その同居家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせないものとする。
- ⑨ 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- ⑩ 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

3、事業実施地域及び営業時間

サービス提供地域	熊本市
営業日・営業時間	月曜日～金曜日（8：30～17：30）
休業日	土・日・祝日

4、職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常 勤	非常勤
管理者	1 名	
サービス提供責任者	1 名	
訪問介護員	8 名	1
事務職員	0 名	

（令和6年7月1日現在）

※住宅型有料老人ホーム すみさん家の介護職員との兼務を含む場合がある。

5、サービス内容

➤ 指定訪問介護

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共に行う自立支援の為のサービス。

排泄介助	トイレ及びポータブルトイレへの移動、オムツ交換、後始末、失禁及び失敗への対応等。
食事介助	配膳、食事姿勢の確保、接食介助、水分補給等。
清拭	清潔保持のための身体拭き、陰部洗浄等。
入浴介助	手浴及び足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪、洗身、使用物品の片付け等。
整容介助	日常的な身繕いの整え（洗面、口腔ケア、爪きり、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等。）
着衣介助	着替えの準備、手伝い。
体位交換	体位の変換、安楽な姿勢の確保等。
起床・就寝介助	ベッドからの移動及びベッドへの移動介助、布団の片付け等。
移乗・移動介助	車椅子への移動の介助、補装具等の確認。
通院・外出介助	病院等の目的地への移動の介助。
服薬確認	配剤された薬の確認、服薬の手伝い、後片付け等。

(2) 生活援助

日常生活の援助。利用者ご本人やご家族が行うことが困難な場合に行われる、本人の代行的サービス。

掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
衣類の整理・被服の補修	衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
調理	一般的な調理、配膳、片付け。
買物	日常品の買物、品物及び釣銭の確認。
薬の受け取り	薬の受け取り。

6、サービス利用料金

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則としてその利用者の自己負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護 ＊1 割負担の場合（特定事業所加算Ⅱ算定）

サービスの内容 1 回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注 1）参照	利用者負担金 ※（注 2）参照
身体介護 中心型	20 分未満	1, 790 円	179 円
	20 分以上 30 分未満	2, 680 円	268 円
	30 分以上 1 時間未満	4, 260 円	426 円
	1 時間以上 ※ 1 時間から計算して 30 分増すごとのきざみの数	6, 240 円に 30 分を増すごとに 1, 270 円を加算	624 円に 30 分を増すごとに 127 円を加算
	引き続き「生活支援援助型」を算定する場合	25 分増すごとに 650 円を加算 (身体介護の所要時間が 20 分以上の場合に限る。)	25 分増すごとに 65 円を加算
生活援助 中心型	20 分以上 45 分未満	1, 970 円	197 円
	45 分以上	2, 420 円	242 円

(注 1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に 2 人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の 2 倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注 2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の 支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と 各種加算・減算の合計の 24.5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	正当な理由なく事業所において、前6か月に 提供した訪問サービスの提供の総数のうち 同一敷地内建物等に居住する利用者に提供 されたものの占める割合が100分の90以上で ある場合。	上記基本部分の12% (2024.11.1より)

○キャンセル料

- ① 利用者の都合により、急なキャンセルの場合は次のキャンセル料を頂きます。
(状態の急変など、やむを得ず緊急な場合のキャンセル料は不要です。)
- ② キャンセルが必要となった場合にはご連絡ください。

連絡先 : かじお温泉翔裕園ヘルパーステーション

☎ (096) 346-3300

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	基本利用料の半額

○その他料金

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

実施地域外から、片道１０キロメートル未満	無料
実施地域外から、片道１０キロメートル以上ごとに	１３０円

７、秘密保持及び個人情報の使用

- （１）当事業所の従事者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- （２）当事業所の従事者であった者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- （３）当事業者では、別途定めた「個人情報の利用目的」の範囲内に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を使用します。

８、苦情・相談の受付及び第三者による評価の実施状況等

（１）当事業所相談窓口

かじお温泉翔裕園ヘルパーステーション

苦情受付窓口（担当者）	サービス提供責任者 廣瀬 博美
所在地	熊本県熊本市北区梶尾町１７００－１
電話番号	０９６－３４６－３３００
受付時間等	毎週月曜日～金曜日 ８：３０～１７：３０

（２）行政機関その他苦情受付機関

苦情受付窓口	所在地	電話番号
熊本市役所 介護保険課 介護事業指導室	熊本市中央区手取本町１丁目１番	０９６－３２８－２７９３
熊本県国民健康保険 団体連合会	熊本市東区健軍２丁目４番１０号	０９６－３６５－０８１１

（３）第三者による評価の実施はありません。

利用者様の意見を把握する取組としてスタッフルーム前にメッセージボックスを設置しております。

9、緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、ご利用者の主治医にご報告するとともに、ご指定の連絡先にも連絡します。

10、事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

11、衛生管理の対策

事業所は、利用者に対するサービスの提供において、「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努めます。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

【契約者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【家族又は代理人】

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

令和 年 月 日

【事業者】

住所 _____ 熊本県熊本市北区梶尾町1700-1

事業所名 _____ かじお温泉翔裕園ヘルパーステーション

説明者 _____ 廣瀬 博美 _____ 印